

はじめに

我が国の血液事業は、国民の皆様の献血によって支えられています。

自発的に無償で血液を提供される健康な方々によって、病気やけがで血液を必要としている多くの人たちが救われています。

献血の推進は、昭和39年の閣議決定によって始まり、国、地方公共団体、日本赤十字社を始めとする多くの関係者の努力により、昭和49年の輸血用血液製剤の献血による自給達成、平成6年の血液凝固因子製剤の国内自給の達成などの成果を挙げてきました。

現在は、平成15年7月に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体、採血事業者、製造業者及び輸入販売業者並びに医療関係者が、それぞれの責務を果たしつつ、法の基本理念の実現に向けた取組を進めることとされています。

ところで、血液事業の運営に当たっては、これまでも、血液製剤の安全性の向上、国内自給を基本とした安定供給の確保、血液製剤の適正使用の推進がそれぞれ重要課題として挙げられ、取組が進められてきました。しかし、血液の使われ方や、血液製剤による副作用・感染症の現状等については、日本赤十字社が「血液事業の現状」や「輸血情報」等を作成・公表していましたが、十分に浸透しているとは言えませんでした。

そこで今般、血液対策課は、平成15年10月24日に開催された平成15年度第3回薬事・食品衛生審議会血液事業部会の指摘を踏まえ、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」の一環として、血液事業に関する年報を発行することとしました。

これは、血液製剤に関する安全性及び供給状況等に関するデータを簡潔かつ網羅的に掲載し、解説等を付したものです。

日本赤十字社の御協力を得て、全国の採血所や移動採血車等に備え付けるとともに、厚生労働省ホームページにも掲載し、インターネットを通じて自由に閲覧・印刷等ができるようにしました。献血者等を始めとする様々な関係者にご覧いただき、血液事業に関する御理解を深められることを願っております。

最後になりましたが、この年報の作成に当たっては、薬事・食品衛生審議会血液事業部会委員を始めとする多くの関係者の御協力をいただきましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成16年7月7日(水)

厚生労働省医薬食品局血液対策課